

## 獣医眼科学専門医資格認定実施細則

### 改訂前

#### (目的)

第1条 本実施細則は、比較眼科学専門職資格規定に基づき、獣医眼科学専門医（以下、専門医という）の資格審査**執行**について定めるものである。

#### (委員会)

- 第2条 第1条の目的を達成するために獣医眼科学専門医資格審査委員会（以下、資格委員会という）、獣医眼科学専門医**資格審査試験**委員会（以下、試験委員会という）および獣医眼科学専門医審査規定検討委員会（審査規定委員会という）を設ける。
- 1 資格審査委員会の委員長および委員は、理事・評議委員および専門医資格取得者より学会が任命する。
  - 2 試験委員会の委員長および委員は、理事・評議委員および専門医資格取得者より学会長が任命する。
  - 3 資格委員会および試験委員会の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
  - 4 資格委員会と試験委員会の委員長および委員は、兼任できないものとする。
  - 5 審査規定委員会は専門医資格**連続 2 期以上またはその資格に見合うもの**の中から学会長が任命する。

#### (新規登録の申込手続き)

- 第3条 **審査を申し込む**者は、別に定める規定（規定1）を提出すること。
- 1 受験者は、所定の書類審査料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。（書類到着1週間後までに担当者が確認できない場合は無効とする）

#### (新規登録の書類審査)

第4条 **専門職**の新規登録の申請をする者は別に定める規定（規定2-1）を満たすものとする。

#### (試験科目)

第5条 試験科目は、「獣医基礎眼科学」及び「獣医臨床眼科学」とする。

## 獣医眼科学専門医資格認定実施細則

### 改訂後

#### (目的)

第1条 本実施細則は、比較眼科学専門職資格規定に基づき、獣医眼科学専門医（以下、専門医という）の資格審査**実施**について定めるものである。

#### (委員会)

- 第2条 第1条の目的を達成するために獣医眼科学専門医資格審査委員会（以下、資格委員会という）、獣医眼科学専門医**資格試験**委員会（以下、試験委員会という）および獣医眼科学専門医審査規定検討委員会（以下、審査規定委員会という）を設ける。
- 1 資格審査委員会の委員長および委員は、理事・評議員および専門医資格取得者より学会長が任命する。
  - 2 試験委員会の委員長および委員は、理事・評議員および専門医資格取得者より学会長が任命する。
  - 3 資格委員会および試験委員会の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
  - 4 資格委員会と試験委員会の委員長および委員は、兼任できないものとする。
  - 5 審査規定委員会は専門医資格**保持者**の中から学会長が任命する。

#### (新規登録の申込手続き)

- 第3条 **専門医試験を受験する**者は、別に定める書類を提出すること（規定1）。
- 1 受験者は、所定の書類審査料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。（書類到着1週間後までに担当者が確認できない場合は無効とする）

#### (新規登録の書類審査)

第4条 **専門医**の新規登録の申請をする者は別に定める規定（規定2-1）を満たすものとする。

#### (試験科目)

第5条 試験科目は、「獣医基礎眼科学」及び「獣医臨床眼科学」とする。

(試験審査)

第6条 獣医資格委員会は、書類審査の結果、基準に達していると判断された者に対して、**口答・筆記・実地**による試験を行う。

- 2 資格委員会が、書類審査の結果で基準に達していると判断した者は、資格審査を申請した年度を含め 2 年間、書類審査合格の資格を保持し、**口答・筆記・実地**による試験を受けることができる。
- 3 受験者は、所定の受験料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。(試験日 1 月前までに担当者が確認できない場合を無効とする)
- 4 試験委員会は、専門医資格取得者に作成を依頼・集積した試験問題から、偏りがないようにその年度の資格審査用問題を選択する。試験当日までに、封印した封筒に試験問題と解答を同封して資格委員会委員長に提出する。

(合否判定)

第7条 合否は、**口答・筆記・実地**試験の得点によって行う。

- 2 **口答・筆記・実地**試験の合計得点が 70% 以上の取得で合格とする。
- 3 **口答・筆記・実地**試験の何れかの試験で 50% 以下の採点があった場合は不合格とする。

(認定及び登録)

第8条 資格委員会は合否を決定し、これを理事会に報告する。

- 2 合格者は、所定の登録料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。(合格通知 1 月後までに入金が確認できない場合、合格は無効となる)
- 3 会長は、登録料の納入確認後、合格者に「獣医眼科学専門医」の称号を与え、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿に登録する。

(試験審査)

第6条 資格委員会は、第4条と照らし合わせ書類審査する。その結果、規定条件を満たしていると判断されたものに対し、**筆記・口答・実地**による試験を行う。

- 2 資格委員会が、書類審査の結果で基準に達していると判断した者は、資格審査を申請した年度を含め 2 年間、書類審査合格の資格を保持し、**筆記・口答・実地**による試験を受けることができる。
- 3 受験者は、所定の受験料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。(試験日 1 週間前までに担当者が確認できない場合は無効とする)
- 4 試験委員会は、専門医資格取得者に作成を依頼・集積した試験問題から、偏りがないようにその年度の資格審査用問題を選択する。試験当日までに、封印した封筒に試験問題と解答を同封して資格委員会委員長に提出する。

(合否判定)

第7条 合否は、**筆記・口答・実地**試験の得点によって行う。

- 2 **筆記・口答・実地**試験の合計得点が 70% 以上の取得で合格とする。
- 3 **筆記・口答・実地**試験の何れかの試験で 50% 以下の採点があった場合は不合格とする。

(認定及び登録)

第8条 資格委員会は合否を決定し、これを理事会に報告する。

- 2 合格者は、所定の登録料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。(合格通知 1 月後までに入金が確認できない場合、合格は無効となる)
- 3 会長は、登録料の納入確認後、合格者に「獣医眼科学専門医」の称号を与え、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿に登録する。

(認定資格更新)

第9条 資格登録または資格更新後 5 年を経過してさらに資格認定の継続を希望する者は、資格更新の申請を行うものとする。

- 2 専門医資格の更新申請をする者は、次の事項を満たす者とする。
  - (1) 資格更新申請時にも継続して、比較眼科学会の会員であること。
  - (2) 規定 2-2 の認定更新のための評点基準に従って総合点が 80 点に達していること。
- 3 資格更新を希望する者は、本学会指定の獣医眼科学専門医資格更新申込用紙に必要事項を記入のうえ、**獣医資格委員会**委員長に申し込むこと。
- 4 資格委員会は、書類審査結果を理事会に報告する。
- 5 更新合格者は、所定の手数料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。
- 6 会長は、手数料の納入確認後、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿を更新する。

(審査規定委員会)

第10条 審査規定委員会は、獣医眼科学専門医試験に必要な全ての規定・指定要項を管理する。

- 2 試験委員長及び資格委員長は審査規定委員会に試験実施後 **1ヶ月以内に**、実施経過を報告しなければならない。
- 3 審査規定委員会は試験委員会および資格委員会からの報告を元に審査規定の見直しを行い学会長に報告しなければならない。
  - (1) 規定集の見直しは毎年行う。
  - (2) 本実施細則の見直しは 3 年ごとに行う。

付 則 本細則は平成 13 年 11 月 7 日から発効する。  
変更 平成 20 年 10 月 26 日  
変更 平成 24 年 10 月 26 日

(認定資格更新)

第9条 資格登録または資格更新後 5 年を経過してさらに資格認定の継続を希望する者は、資格更新の申請を行うものとする。

- 2 専門医資格の更新申請をする者は、次の事項を満たす者とする。
  - (1) 資格更新申請時に継続して、比較眼科学会の会員であること。
  - (2) 規定 2-2 の認定更新のための評点基準に従って総合点が 80 点に達していること。
- 3 資格更新を希望する者は、本学会指定の獣医眼科学専門医資格更新申込用紙に必要事項を記入のうえ、**資格委員会**委員長に申し込むこと。
- 4 資格委員会は、書類審査結果を理事会に報告する。
- 5 更新合格者は、所定の手数料を会計担当理事の指定する口座に納入すること。
- 6 会長は、手数料の納入確認後、認定証を交付し、比較眼科学会専門職名簿を更新する。

(審査規定委員会)

第10条 審査規定委員会は、獣医眼科学専門医試験に必要な全ての規定・指定要項を管理する。

- 2 試験委員長及び資格委員長は審査規定委員会に試験実施後 **1ヶ月までに**、実施経過を報告しなければならない。
- 3 審査規定委員会は試験委員会および資格委員会からの報告を元に審査規定の見直しを行い学会長に報告しなければならない。
  - (1) 規定集の見直しは毎年行う。
  - (2) 本実施細則の見直しは 3 年ごとに行う。

付 則 本細則は平成 13 年 11 月 7 日から発効する。  
変更 平成 20 年 10 月 26 日  
変更 平成 24 年 10 月 26 日  
**変更 平成 26 年 8 月 9 日**